

## 1 月度 本部役員会報告

議事録は自治会館で閲覧可能

回 覧

### 1. 開催日時等

- ① 日 時：1月10日(月) 10:00～12:00
- ② 場 所：2階大ホール
- ③ 出席者：会長、副会長、地区長、理事(3名欠席)
- ④ 議長：星野会長

12月末会員数：1,197(11月末+0)

### 2. 会長挨拶・報告

添付資料①「令和4年1月度 会長報告」を参照のこと。

### 3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

#### (1) 新理事・地区長の選出(荒牧副会長)

人選を急いで下さい。2/5迄に選出して下さい。

今年は班長会議が開けないので、選出後、回覧で会員の承認をしても宜しいでしょうか？(了承)

#### (2) 「令和4年度定期総会議案書」(荒牧副会長)

昨年とほぼ同じ構成です。予算は3月に決定します。

#### (3) 体温測定器(顔認証自動検温システム)購入申請

税込み ¥55,300で購入したい。承認。

#### (4) 「共用施設管理規程の改正」の審議

会則等改正プロジェクト(森田、辻、桐田)で共用施設管理規程の改正案を作成したので、本部役員会で審議していただき承認をいただいた。

改正点は(詳細は添付資料②【共用施設管理規程の改正】を参照のこと

#### ① 施設管理者の選任

施設の補修経歴に基づき長期的視点で補修計画を作成し、施設を維持管理するための施設管理者を選任し、施設の管理を適切に行う。

#### ② ごみステーション補修費負担

地区のボランティアで実施しているごみステーションの補修については、2万円を超えない補修については自治会負担とし非会員からの工事費徴収はしないが、2万円を超える補修費用については利用者均等割にし、会員分は自治会が負担し、非会員からは徴収する、ことを明記した。

(5) 桜台地区住宅調査の件

非会員、回覧板不要世帯の有無、空き家、空き地管理の状態、ごみステーション管理の状態等の調査を実施します。ご協力下さい。

添付資料③「桜台自治会住宅調査依頼の件」を参照のこと。

(6) 自治会改革プロジェクト(SKIP)からの報告

近隣自治会の調査を実施しました。参考になる点は

- ① 役員選出は輪番制であるが特に問題は起こっていない。役員が出来ない人はいるが、助け合いの精神で出来る人でカバーしている。
- ② 非会員は青葉台 5%、椎の木台 25%。椎の木台では非会員から協力費 1200 円を徴収している。
- ③ 回覧板は出来るだけ少なくしている。青葉台は月2回に限定する。
- ④ 青葉台では地域活性化を目指して、昨年度から【39プロジェクト】を結成し11の改善チームが出来ており、今年度は、姉崎高校生を巻き込んだ空き店舗の活用で、内閣総理大臣賞を受賞した。

(1)荒牧副会長

- ① ゴミステーションの桁が折れたので地区長と一緒にアルミのパイプを付けて復旧しました。

(2)専門部

①生活環境部

ゴミステーションの清掃道具は自治会事務局から支給されます。申し込んで下さい。

(4)その他

新しい役員が 4 月からすぐ公園清掃が出来るように、役員が決まったら清掃当番表を配布して下さい。(事務局に依頼する)

5. 次回本部役員会 2月13日(日)10:00 から 12:00

6. 添付資料

- ① 令和3年1月度 会長報告
- ② 【共用施設管理規程の改正】
- ③ 「桜台自治会住宅調査依頼の件」

以上

# 令和4年1月度 会長報告（1月10日）

## 会長挨拶

新年明けましておめでとうございます。干支が寅年になりましたが、コロナウィルスの拡散が足早に迫ってきました。従来から進めています「感染防止策」の再徹底をお願いします。

さらに、インフルエンザの感染が心配される期間になりますので、より一層の感染防止対策が必要とされています。皆さん方は従来通りに感染防止への協力をお願いします。

## I. 12月13日～1月9日の自治会・関係団体の行事関係

1. 12月21日（火）有秋南小学校安全安心NW推進会議
2. 12月25日（土）青葉台町会長協議会との業務打合せ「青葉台自治会館」
3. 01月09日（日）市原市有秋地区成人式「有秋公民館」

## II. 市役所・警察・消防署からのメール配信

### 1. 市役所からの情報(12/13～01/09)

◎ 「コロナ感染者発生」の情報は10月31日以降発生がないため連絡がなかったが、12/08から12/13,14,15,17に1名発生、の連絡がありました。

年明けの01/05=4名、06=6名、07=10名、08=16名の発生連絡がありました。

- ① 12月16日 不審者情報 有秋台東、01/07 ちはら台南
- ② 12月16日 電話de詐欺に対する注意喚起について(12/17)
- ③ 12月16日 子育て世帯への臨時特別給付金10万円を12月24日に一括給付の連絡
- ④ 12月17日 竜巻注意情報
- ⑤ 12月24日 成人男性の風しんの定期接種
- ⑥ 12月25日 広報いちほら臨時号No. 4 を発行
- ⑦ 12月28日 年末年始も感染防止対策の徹底を!!
- ⑧ 12月28日 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査の開始について
- ⑨ 12月29日 消防情報 大厩（鎮火の情報）
- ⑩ 01月01日 広報いちほら1月号を発行
- ⑪ 01月01日 行方不明高齢者の捜索について（草刈86歳・女性）（椎の木台80歳・男性）
- ⑫ 01月04日 所得税確定申告書の作成相談会場の開設について
- ⑬ 01月05日 休日結婚相談会を開設について
- ⑭ 01月06日 令和3年度第3回オンライン婚活を開催の案内 2月6日
- ⑮ 01月06日 大雪警報の発令とゴミ収集の遅延予告について
- ⑯ 01月07日 成年年齢の引き下げに伴うトラブルへの注意喚起について
- ⑰ 01月07日 コロナウィルス感染症の無料PCR検査等の実施について

### 2. 警察からの情報(12/01～12/31)

合計 87件

- ① 自転車盗 . . . . 7件、自動車盗 . . 3件、オートバイ盗 . . 3件
- ② 住居侵入&空巣 . . 12件
- ③ 万引き・置引き . . 15件
- ④ 器物損壊 . . . . 11件
- ⑤ 車上ねらい . . . . 5件

### Ⅲ. 転入・転出（1月6日現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末の会員数
転入					1,197
転出					

### Ⅳ. 01月11日～02月12日の自治会・関係団体の行事関係

1. 01月15日（土）市原市町会長大会（市民会館）
2. 01月18日（火）有秋南小学校区安全安心NW推進会議（桜台自治会館）
3. 01月27日（木）社会福祉協議会 理事会（アネッサ）
4. 01月30日（日）SDGs研修会（有秋公民館）
5. 02月04日（金）有秋地区町会長連合会役員会（有秋支所）
6. 02月10日（木）有秋地区町会長連合会全体会議（有秋公民館）

### Ⅴ. 審議＜決議、検討・確認＞事項

1. コロナ感染者の再拡大に対する会館利用の制限について  
施設の利用は従来通り収容定員の50%、利用に際しては「3蜜」を避けるなどの制限を継続します。利用を計画・予定されている皆さんにはよろしくご理解のほどお願いします。
2. 住宅調査の実施について
3. 共用施設管理規定の改正について
4. 総会に向けて今後のスケジュールについて
5. 自治会改革プロジェクトの進捗状況の報告

**次回の開催予定日 02月13日（日） 10時より**

令和4年1月10日

## 共用施設管理規程の改正

会則改正チーム(森田、辻、桐田)

### 1. はじめに

共用施設管理において、自治会館等の維持管理やゴミステーションの補修について、下記のような改正が必要と考え、改正案を本部役員会に提案します。

### 2. 改正のポイントとその理由

#### 2.1 施設管理者の選任

令和2年(2020年)の台風で、自治会館新館屋上からの漏水や2階大ホールガラス窓コーキング部からの漏水があり、令和3年(2021年)急遽改修・補修工事を実施することになった。また、自治会館全体の外壁塗装の劣化が進み塗装工事が必要になったが、この塗装工事は8年前に市からの修繕に関する補助金が決定したにもかかわらず、自治会の実施決議が無効になり延期になったままになっていて、建物の施設管理の不備が明らかになった。

その原因としては、共用施設管理規程で施設の管理責任者が会長または会長の代理人になっているにもかかわらず、うまく機能していなかったことが考えられる。

平成5年に試行された共用施設管理規程では、第5条で、施設を常に快適に使用できるよう維持するために、あらかじめ補修担当者を委嘱して置き、必要に応じて業務を委託するものとするになっており、施設の管理に精通した者が施設を維持管理するようになっていたが、平成16年の改正で、現在に至っている。

改修・補修を計画するにあたり、構造物の設計書類や補修経歴の不備があり、長期的視点で施設管理ができていないことが分かった。

そこで、施設管理者を選任し、高額工事においては公平性と透明性を確保するために「桜台自治会改修工事マニュアル」を作成することで、施設管理の維持を向上することを提案する。

#### 2.2 ごみステーション補修工事費の負担について

ごみステーションの補修工事費が2万円以下の場合は、有志が補修工事を担当し材料費を自治会が負担する、2万円を超える場合は非会員を含めた利用者で均等割りして負担することでやってきた。今回、このルールの一部を改正し、施設管理規程で規定することを提案する。

改正部分は、2万円を超える補修工事については、均等割りを実施した後会員負担分は自治会が負担することとするものである。

以前、ごみステーションの大改修工事が行われたが、1ごみステーション5万円

から 10 万円の工事費だったが、自治会が負担している。

2 万円を超える工事費の場合は、均等割り後非会員からも負担してもらうことになるが、改修工事前に非会員への説明と負担に対する了解を取る必要がある。

### 3. 改正部分(下線部)

#### 第 5 条 (施設の維持管理及び改修工事)

1. 会長は共用施設を常に安全に使用できるよう維持するため、年度役員または会員の中から施設管理者を選任する。
2. 施設管理者は 10 年以上にわたる長期改修計画、年間改修計画を保有し、実施に当たっては工事実施計画を作成し実行に移す。
3. 大規模改修工事については、施設管理者が中心になり数人のチームを組んで、工事の必要性、妥当性を確認し厳選化を図るとともに、発注業務については透明性を確保する。
4. 具体的進め方は「桜台自治会改修工事マニュアル」による
5. 事務員は、自治会館施設内各室の清掃、備品の整理、整頓状態を確認し維持管理を指揮する。

#### 第 24 条 (ごみステーションの管理)

1. ごみステーションの清掃は、そのステーションを使用する者の輪番で実施する。
2. ごみステーションの清掃用具は、自治会が準備する。
3. 地区長はごみステーションの使用者名の一覧板を、ステーションへ掲示する。転入、転出があったときは更新すること。
4. 地区長はごみステーションの不良があった時は必要な処置をとること。
5. 管理の詳細については「ごみステーション管理マニュアル」に基づき実施する。
6. ごみステーションは自治会非会員も利用しているため、高額補修費用を均等割りし非会員からも負担してもらう。会員負担分については自治会が支払う。ただし、補修費用が2万円以下の場合はずべて自治会が負担とする。

### 4. 審議議決

令和 4 年 1 月 10 日(日)の本部役員会で審議後承認された。

以上

令和4年1月 10日

宛先：桜台自治会役員(地区長、理事、班長)の皆様へ

## 桜台自治会住宅調査依頼の件

桜台自治会 会長 星野 勝弘

首件、桜台地区における住宅調査を下記のように実施します。年始でご多忙のこととは存じますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

桜台地区の現状としては

- (1) 最近、桜台地区に転入してきても自治会入会手続きを取らない人がいる。
- (2) いろいろな理由で自治会を退会した人が、その後地域に残って生活しているか不明。つまり、自治会の非会員がどのくらいいるのか正確な数字がわからない。
- (3) 非会員がごみステーションの清掃当番をしていないという苦情があり、きちんとした状態に戻したい。
- (4) 最近、空き地、空き家が増えてきている。転入転出情報が自治会に入っていないことがある。また空き家解体情報が入っていないため、いつしか空き地になっていることがある。
- (5) 樹木等の管理がいき届かない空き家、空き地が多くなっており、対処対応が求められている。
- (6) これからの自治会活動は、国や市等の公的機関の支援救済が行き届かない部分において、災害時対応や生活要支援者に対する支援等の充実が求められている。これらは会員、非会員を問わず住民間の互助、共助に基づき実施されなければならない。現在会員数 1,197 世帯、非会員数約 50 世帯と言われていますが、今後防災において非会員情報は非常に重要になってきます。

記

1. 実施期間：令和4年1月13日(水)～令和4年1月31日(月)

## 2. 調査項目:

- 住宅使用者氏名
- 会員・非会員の区別
- 班長理事を辞退している世帯
- 回覧板を回覧はしていない世帯を記入
- 空き家・空き地の管理状況(手入れが必要な樹木、コンクリート塀の破損・傾き等)確認
- ごみステーション利用者板に非会員全員の名前が記載されているか、記載されていてもゴミ登板をしない人の当番飛ばしの実態……………知りうる範囲で

## 3. 調査方法:

- ① 班長は、区毎の住宅地図と班毎の安否確認シートに基づき班の調査を実施し、変更部分は住宅地図と安否確認シートに朱記訂正する。(赤のボールペンで)
- ② 調査後不明部分については、区の理事と一緒に調査してわかる範囲で明らかにする。
- ③ 空き家、空き地については、所有者までの調査は必要なし。
- ④ 班長は調査結果を1月23日まで理事に提出する。理事はデータを確認し1月27日まで地区長に提出する。
- ⑤ 地区長は提出された情報に基づき、ごみステーションの利用者板の記載に間違いがないか確認し、まとめて1月30日まで事務局に提出する。
- ⑥ 事務局は、集められた情報に基づき、会員名簿、住宅地図等の改訂を行う。
- ⑦ 調査に当たっては、不明な点がありましたら理事にご相談ください。

以上